

学校法人中村産業学園 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画対象期間

2021（令和3）年4月1日～2023（令和5）年3月31日までの2年間

2. 行動計画内容

- (1) 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前・産後休暇など諸制度の周知を行う。
- (2) 職場全体に対し諸制度の周知を行い、休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。
- (3) 子育て支援のための環境整備の一環として、出産時の特別休暇の積極的な取得（男性教職員）、所定外労働の削減、ノー残業デーの徹底を図る。
- (4) 年次有給休暇5日取得義務の徹底及びさらなる取得促進のための措置を実施し、休みやすい職場環境にする。
- (5) 在宅ワークなどの新しい働き方を構築するとともに働き方改革を推進する。

以 上